

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告

目次

示 牛及び豚の家畜人工授精講習会の開催
保安林の指定の解除

土地改良事業計画の設定
土池改良事業計画の認可

魚市場の登録

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正

告 示

鳥取県告示第七十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による牛及び豚の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所 東伯郡関金町大鳥居

鳥取県立農業経営大学校

二 開催期間 昭和四十四年三月四日から三月十三日まで

三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）

に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて所轄の家畜保健衛生所へ二月二十日までに提出すること。

四 その他

1 講習会終了後に修業試験を実施する。

2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字水ナシ四六七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年九月二十四日付けで気高郡青谷町大字河原四百三十一番地長谷川末二ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（山東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

昭和四十三年十一月六日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良（里仁、北村、瀬地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和四十三年十一月六日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良（津井、香取地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和四十三年十二月九日付けで気高町長から申請のあつた土地改良（下坂本地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

昭和四十三年十一月十八日付けで東伯郡赤碓町大字赤碓千九百九十七番地一赤碓町農業協同組合組合長理事前田豊秋から申請のあつた土地改良（以西地区農道整備）事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

農土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所 赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

昭和四十三年十月二十八日付けで西伯郡中山町下甲二百九十番地下中山農業協同組合組合長理事前野茂樹から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十一号

昭和四十三年十一月二十八日付けで東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長理事吉田常吉から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第八十二号

昭和四十三年十月十七日付けで米子市日下七百五十番地松村吉次ほか五十三人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十三号

昭和四十三年十月二十五日付けで安田土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（笹津地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第六項において準用する同法第八條第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡赤碓町大字笹津三九八番地四

安田土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第八十四号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

鳥取市尚徳町一六番地

鳥取市

鳥取市長 高田 勇

二 市場の名称

鳥取市設魚市場

三 市場の所在地

鳥取市川端五丁目四〇一番地、二五一番地ノ一から二五二番地ノ三ま

で、二六〇番地、二六一番地及び三〇二番地

四 登録期間

昭和四十四年一月十八日から

昭和四十九年一月十七日まで

鳥取県告示第八十五号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定につい

て）の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月三十一日から施行す

る。

昭和四十四年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取沿岸赤碓海岸赤碓地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸淀江海岸
西原地区海岸

西伯郡淀江町大字西原字白浜四・一、三三七番の
六地北西端の標柱から北へ二〇メートルの点と同町
同大字同字一、三三七番の二地北西端の標柱から北
へ三〇メートルの点とを結ぶ線から北へ九〇メー
ルまでの区域

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】